

空き家・空き地の適切な管理をお願いします！

★重要！～継続的に雑草除去・建物管理をお願いします～



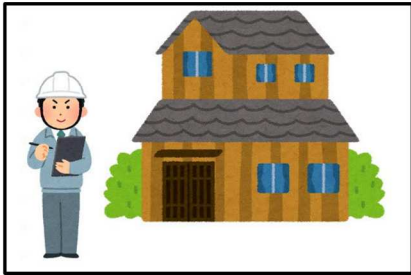
市民から寄せられる市内の空き家等の相談の**7割以上**が「**雑草等の繁茂**」です。除草対策を行っていない場合、1年も経たないうちに敷地内が雑草で覆われたり、隣地に越境したりすることにより、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、**建物の老朽化に伴う保安上の危険**や、**敷地内におけるスズメバチの営巣による危険**も毎年多数発生しています。

一度対応したらそれで終わり……ではなく、空き家・空き地を長期間保有する場合は**必ず雑草の除去を定期的に行うと共に、周囲に危険を及ぼす恐れのある劣化建材等が無いか確認をお願いします。**

雑草の除去、植栽剪定は（公社）宝塚市シルバー人材センター〈☎0797-81-7000〉をご紹介します。夏から秋にかけて、剪定業者の予約が一杯になることが予想されますので、**依頼はお早めに！**

NEW!

ふるさと納税の返礼品として、宝塚市シルバー人材センターの「**空き家の状況確認代行サービス**」



が追加されました。〈ふるさとチョイス〉はこちら👉

空き家の状況確認

- 1回…10,000円
- 3回…28,000円
- 4回…37,000円



✿✿管理についてお困りの方へ✿✿

“相続がうまくいかない”、“家の中のモノが整理できない”、“建替が困難で売りにくい”…とお考えの方は、市が連携・協定を締結している**専門家団体**にご相談されてはいかがでしょうか？ 新たな活用への第一歩になるかもしれません。

☎NPO 法人兵庫空き家相談センター ☎0797-81-3236

☎ひょうご空き家対策フォーラム ☎078-325-1021（（公社）兵庫県不動産鑑定士協会事務局内）

[お問い合わせ先]

<空家相談窓口>

宝塚市 都市整備部 建築住宅室 住まい政策課

☎:0797-77-4572（直通）

E-mail:m-takarazuka0091@city.takarazuka.lg.jp

<都市美化担当>

宝塚市 環境部 環境室 生活環境課

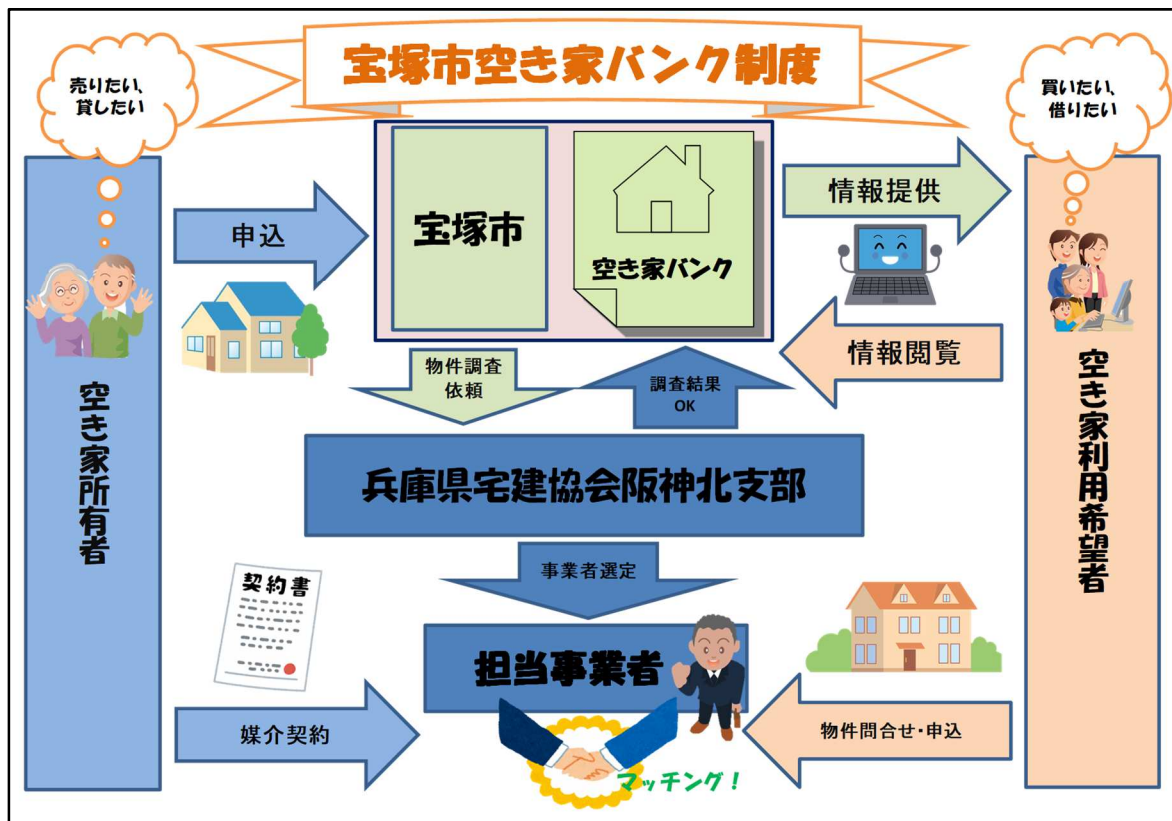
☎:0797-77-2074（直通）

E-mail:m-takarazuka0039@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市内に空き家をお持ちの方へ… 「宝塚市空き家バンク」

登録しませんか？

宝塚市空き家バンクは、宝塚市内における空き家の流通、利活用を促進し、定住促進や地域活性化を図ることを目的に、空き家を売りたい、貸したいと考える所有者様から提供いただいた空き家情報を公開し、利活用希望者とのマッチングを行う制度です。



詳しくは…

宝塚市のホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>)
から「空き家バンク」で検索！ 2次元バーコードはこちら⇒
空き家バンクに関するお問い合わせ ☎0797-77-4572



所得税・個人住民税について（空き家の発生を抑制するための特例措置） ＜制度の概要＞

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除します。

詳細は、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>)「空き家の発生を抑制するための特例措置」を検索してください。